

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府 省 庁 名 環境省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税（環境性能割） 自動車税（種別割） 軽自動車税（環境性能割） 軽自動車税（種別割））		
要望 項目名	車体課税のグリーン化		
要望内容 （概要）	地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。また、令和7年度与党税制改正大綱を踏まえ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しや保有時の税負担の検討に当たっては、より一層のグリーン化を確保するための所要の措置を求める。		
関係条文	地方税法第157条、第177条の7、第451条、第463条の15 同法附則第12条の2の10、第12条の2の12、第12条の3、第29条の18、第30条 同法施行規則附則第5条、第8条の3の4		
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するよう、環境性能に優れた自動車の普及を推進し、地球温暖化防止、大気汚染の防止を図る。 (2) 施策の必要性 (ア) 令和7年度与党税制改正大綱では、 「4 自動車関係諸税の総合的な見直し (1) 見直しに当たっての基本的考え方 自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。 その上で、		

① C A S Eに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする

② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする

④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

（２）車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和８年度税制改正において結論を得る。」

とされた。

（イ）また、地球温暖化対策計画（令和７年２月閣議決定）において、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減する新たな気候変動対策目標が定められた。加えて、運輸部門のCO₂排出量（2023年度）は、約１億9,014万トン（日本全体の19.2%）、うち、自動車分は約１億6,303万トンにのぼり、わが国全体の85.7%に相当するとともに、運輸部門の約9割を自動車からのCO₂排出が占めることから、CO₂排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。

（ウ）本課税において求められる環境性能については、2020年３月に策定された新たな2030年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は2016年度の実績値と比べて32.4%改善、2020年度燃費基準の水準（WLTCモード換算の推定値）と比べて44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められるとともに、大気汚染物質である二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）について安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況であることか

	ら、自動車からの排出ガスによる大気汚染問題に的確に対応することが必要不可欠である。 （ア）ないし（ウ）を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に貢献すべく、燃費改善等を踏まえた環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。
本要望に 対応する 縮減案	なし

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	施策１．地球温暖化対策の推進 目標１－１ 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 施策３．大気・水・土壤環境等の保全 目標３－１ 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）
		政策の達成目標	○令和７年度与党税制改正大綱（令和６年１２月２０日） ４．自動車関係諸税の総合的な見直し （１）見直しに当たっての基本的考え方 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ① ＣＡＳＥに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。 （２）車体課税の見直し 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとして、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和８年度税制改正に

において結論を得る。

(3) 利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

○日本のNDC（令和7年2月提出）

日本は、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、国連気候変動枠組条約事務局へ提出

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年第117号）で2050年カーボンニュートラルが明記。

○地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）において「乗用車については、2035年までに、新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%の実現を目指す」こと、及び、「2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」ことを規定。

○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定）
「税制については、「令和3年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。」

○成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）
「自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化を目指すし、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。」

○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（令和4年11月22日閣議決定）
対策地域において、令和8年度までにNO₂及びSPMに係る大気環境基準を確保。

		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	運輸部門の排出量は、2023 年度確報値で約 1 億 9, 014 万トン（2013 年度約 2 億 1, 500 万トン）であり、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。 本措置等により環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、令和 5 年における電動車（HV・PHEV・BEV・FCV）の販売台数は約 198 万台、新車販売台数（乗用車）全体の約 49. 7%であり、上記目標（新車販売で電動車 100%等）の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 また、令和 5 年度大気環境基準達成率は、NO2 が 100%、SPM が 100%となっているが、引き続き NO2、SPM について安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	令和 7 年度与党税制改正大綱において「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献を求められているところ、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からの NOx・PM 排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○ 国税 ・ 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例（エコカー減税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	令和7年度与党税制改正大綱において、「2050年カーボンニュートラル」目標への実現に向けた積極的な貢献が求められていることを踏まえ、環境性能に優れた自動車の購入への税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO₂、SPMの大気環境基準の確保やCO₂削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。

これまでの 税負担 軽減措 置等 の適 用実 績と 効果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」にお ける適用実績	-
	税負担軽減措置等の 適用による効果（手 段としての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	-
これまでの要望経緯		（自動車取得税） ・平成 21 年度に制度創設。 ・平成 22 年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック・バスを軽減対象に追加。 ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・平成 26 年度税制改正において、エコカー減税を拡充。 ・平成 27 年度税制改正において、エコカー減税を見直し。

	○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+5%達成 ・平成 28 年度税制改正において、平成 29 年 4 月 1 日より自動車取得税を廃止することが決定。 (その後、消費税率引き上げ時期延期に伴い、廃止時期を 2 年半延期することが決定。) ・平成 29 年度税制改正において、次のように変更した上で、2 年延長。 平成 29 年度 ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+40%達成 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+30%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 平成 30 年度 ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+40%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+30%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ・平成 31 年度税制改正において、消費税率 10%引上げに伴う廃止を決定。 →自動車税及び軽自動車税（環境性能割）の創設 (自動車税及び軽自動車税（環境性能割）) ・平成 31 年度税制改正において、消費税率 10%引上げに伴う自動車取得税の廃止後、導入することが決定。 ○非課税： 電気自動車等、平成 32 年度燃費基準+20%達成（軽自動車は同基準+10%達成）以上 ○1%： 平成 32 年度燃費基準達成+10%達成（軽自動車は同基準達成） ○2%： 平成 27 年度燃費基準（軽自動車は上記以外） ○3%： 上記以外（軽自動車は対象外） ・消費税率引上げに伴う経過措置あり（～令和 2 年 9 月まで）。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策として同経過措置を延長（～令和 3 年
--	--

3月まで)

・令和5年度税制改正において、現行の税率区分を令和5年12月末まで維持した上で、環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げ、3年後に次回見直しを行うことが決定。

(自動車税(種別割))

・平成13年度に制度創設。

○ 税率をおおむね50%軽課：電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆かつ燃費基準達成車

○ 税率をおおむね25%軽課：旧☆☆かつ燃費基準達成車

○ 税率をおおむね13%軽課：旧☆かつ燃費基準達成車

○ 税率をおおむね10%重課：11年超のディーゼル車・13年超のガソリン車(低公害車、一般乗合バスは適用対象外)

・平成15年度に、軽課の内容を次のように変更。

○ 税率をおおむね50%軽課：電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車(LPG自動車を含む)

・平成16年度に、軽課の内容を次のように変更。

○ 税率をおおむね50%軽課：電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車(LPG自動車を含む)

○ 税率をおおむね25%軽課：☆☆☆☆かつ燃費基準達成車(LPG自動車を含む)・☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車(LPG自動車を含む)

・平成18年度に、軽課の内容を次のように変更。

○ 税率をおおむね50%軽課：電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車(LPG自動車を含む)

○ 税率をおおむね25%軽課：☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車(LPG自動車を含む)

・平成20年度に、軽課の内容を次のように変更。

○ 税率をおおむね50%軽課：電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車

(GVW3.5t以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t超は重量車☆車)・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車

○ 税率をおおむね25%軽課：☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車

※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象

・平成22年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更。

○ 税率をおおむね50%軽課：電気自動車(燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車

(GVW3.5t以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t超は重量車☆車)・プラグインハイブリッド

自動車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車

- ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 2 年延長。
- ・平成 26 年度税制改正において、次のように変更。
 - 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減）、プラグインハイブリッド車に加えて、新たにクリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）が対象に追加され、☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成（かつ平成 32 年度燃費基準達成車）の区分と併せて減税を拡充した上で 2 年延長。
- ・平成 27 年度燃費基準達成車に係る税率の軽減措置を廃止。
 - 新車登録から 13 年超のガソリン車及び 11 年超のディーゼル車に対する重課を概ね 10%から 15%に強化した上で 2 年延長。
- ・平成 28 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、1 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成
 - 税率をおおむね 50%軽課：平成 27 年度燃費基準+20%達成※平成 27 年度燃費基準+10%達成車に係る税率の軽減措置は廃止。
- ・平成 29 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、軽課及び重課を 2 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等
 - 税率をおおむね 75%軽課： 平成 32 年度燃費基準+30%達成
 - 税率をおおむね 50%軽課： 平成 32 年度燃費基準+10%達成
- ・平成 31 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、平成 35 年度から 2 年間について次のように見直し。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等
- ・令和 5 年度税制改正において、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、現行制度の適用期限を 3 年延長。

（軽自動車税）

- ・平成 27 年度税制改正において、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。
 - 税率を概ね 75%軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・☆☆☆☆車
 - 税率を概ね 50%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
 - 税率を概ね 25%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準達成車
- ・平成 28 年度税制改正において、上記制度のまま 1 年延長。
- ・平成 29 年度税制改正において、次のように変更した上で、2 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等
 - 税率をおおむね 50%軽課： 平成 32 年度燃費基準+30%達成
 - 税率をおおむね 25%軽課： 平成 32 年度燃費基準+10%達成
- ・平成 31 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、平成 35 年度

	から2年間について次のように見直し。 ○ 税率をおおむね75%軽課： 電気自動車等 ・令和3年度税制改正において、軽課及び重課を2年延長するとともに、令和5年度から2年間について次のように見直し。 ○ 税率をおおむね75%軽課： 電気自動車等 ・令和5年度税制改正において、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、現行制度の適用期限を3年延長。
--	---